

3. 出雲市の現状と取組

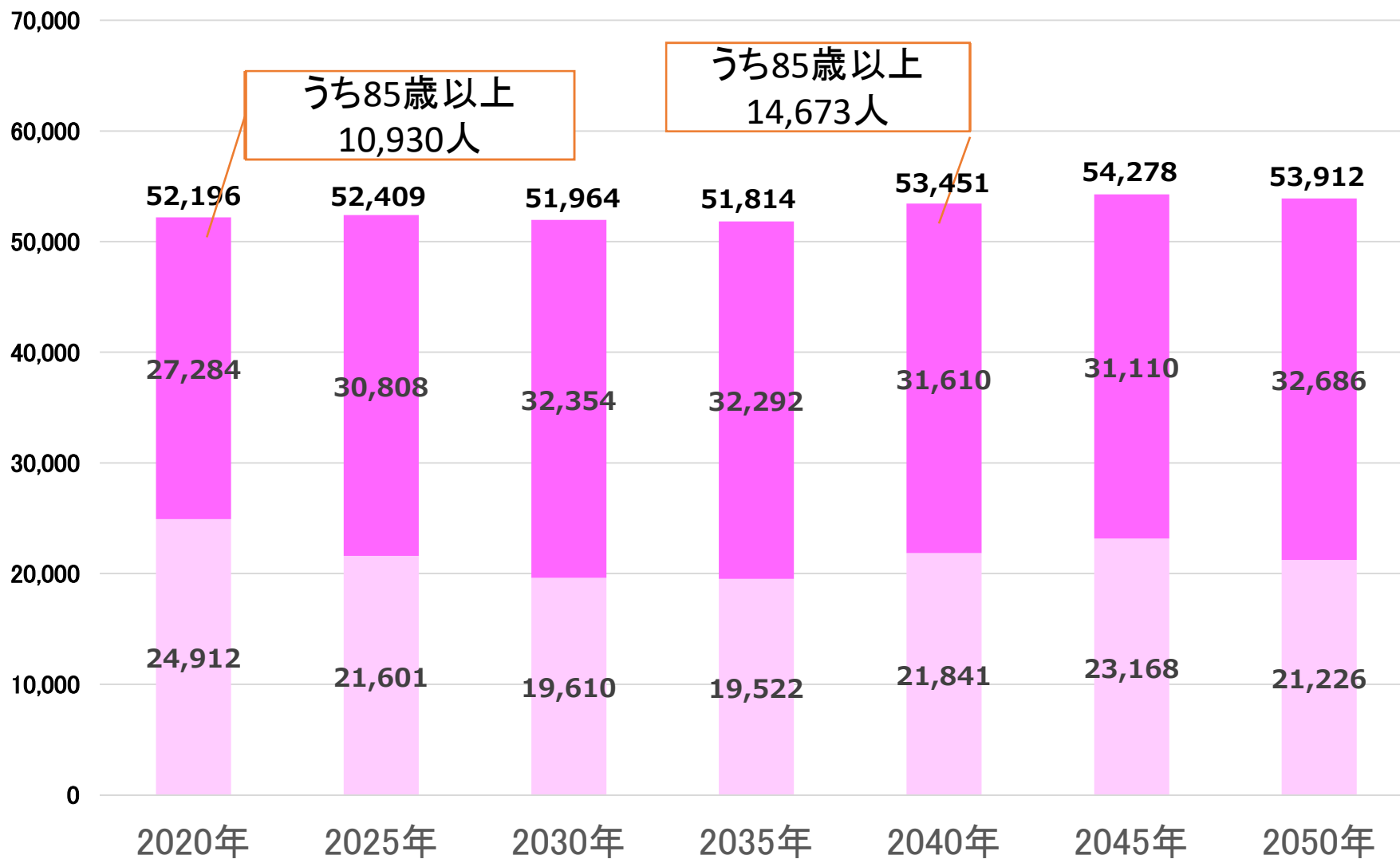
出雲市将来推計人口（65歳以上）

（国立社会保障・人口問題研究所 令和5年推計）

推計人口(人)

■ 65～74歳

■ 75歳以上



うち85歳以上
10,930人

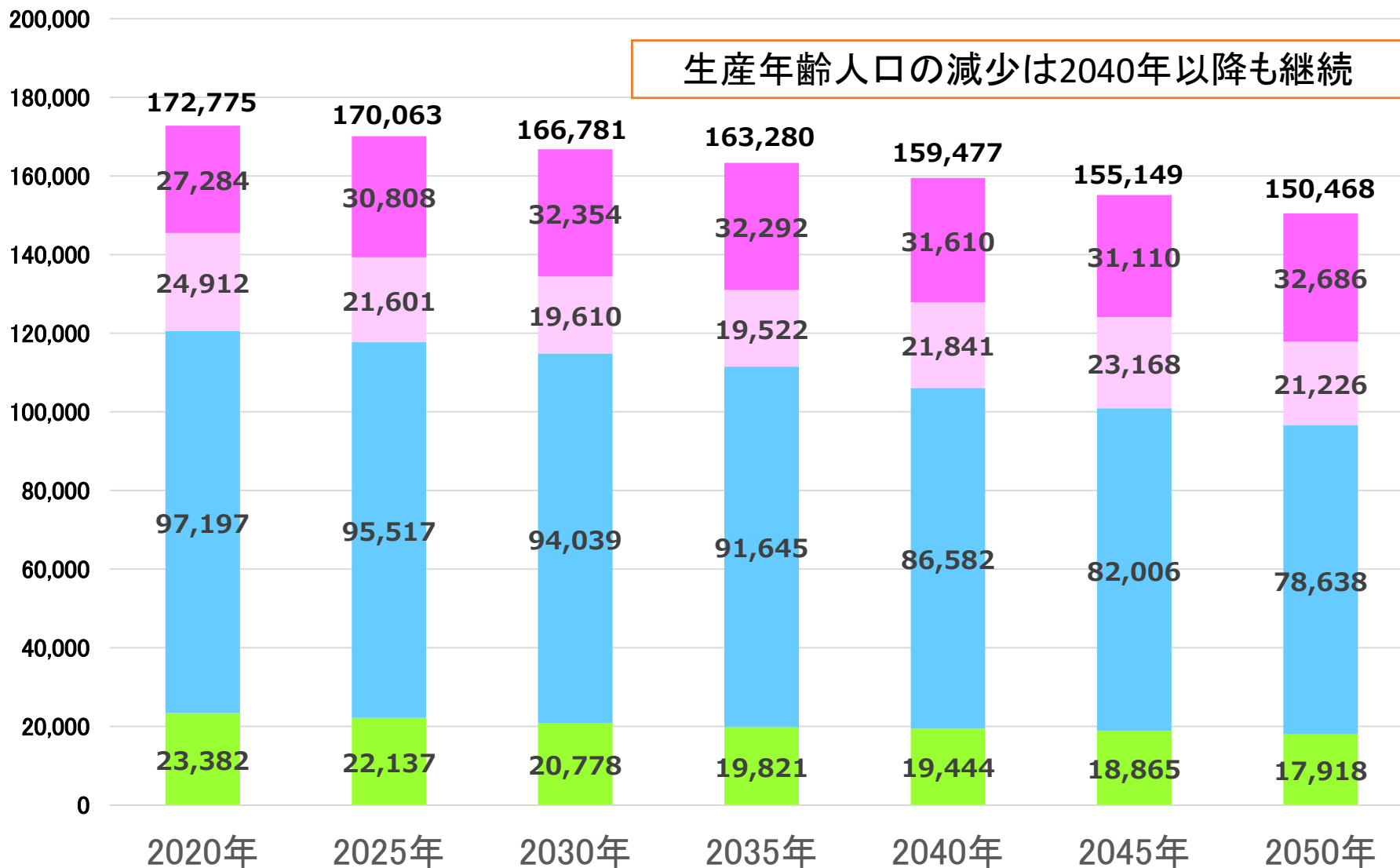
うち85歳以上
14,673人

出雲市将来推計人口（全年齢）

（国立社会保障・人口問題研究所 令和5年推計）

推計人口(人)

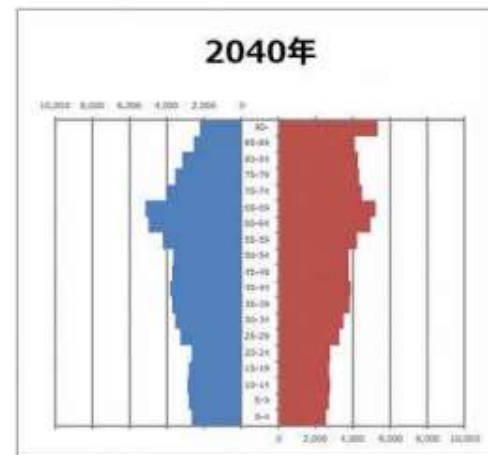
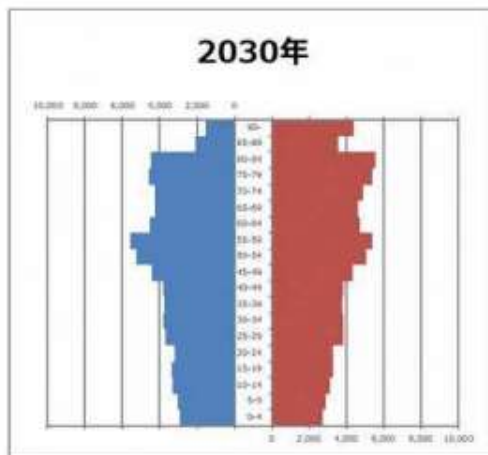
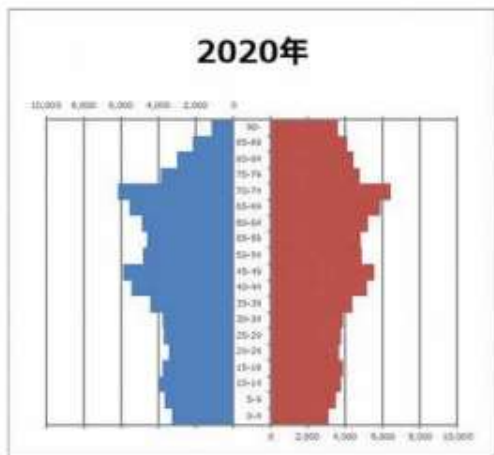
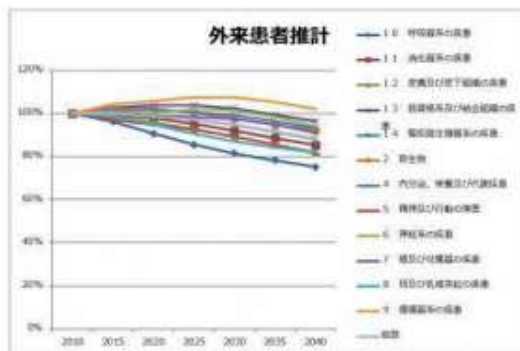
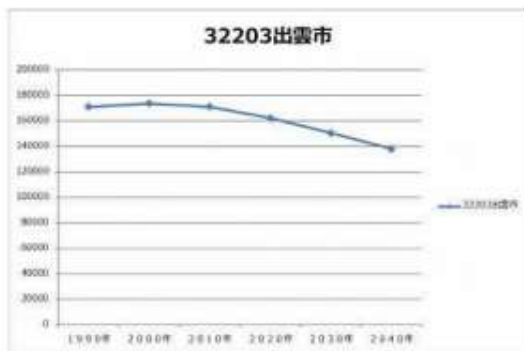
0～14歳 15～64歳 65～74歳 75歳以上



※令和5年8月8日 地域の医療と介護を考えるトップセミナー

産業医科大学 松田晋哉教授 基調講演資料による推計

出雲市



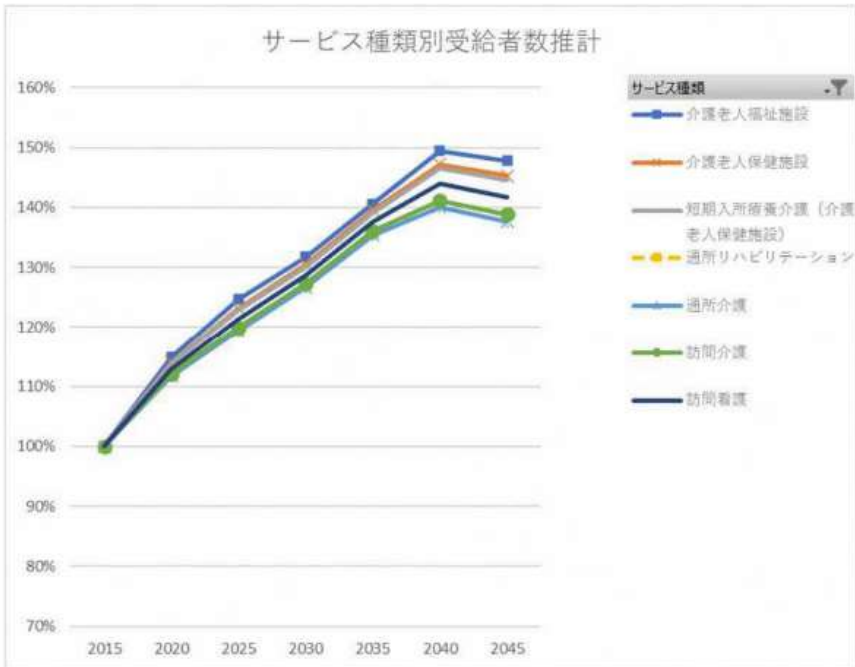
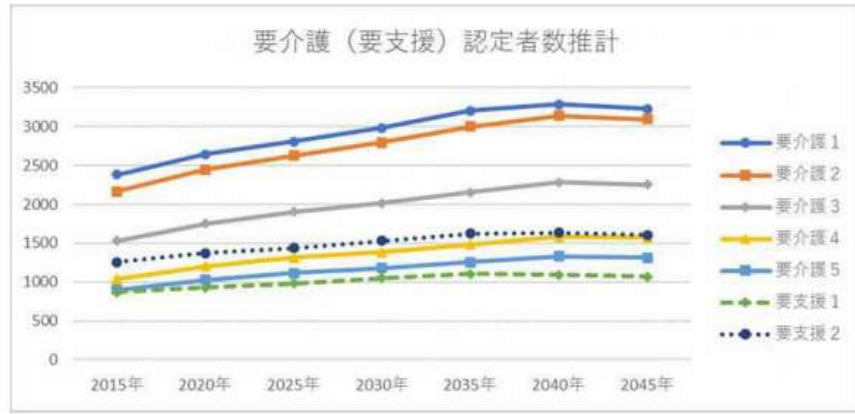
外来は今が需要のピークに近く、入院は今後も需要増大の見込



外来は医療アクセスの確保、入院は介護施設、在宅含めた機能分化が重要

※令和5年8月8日 地域の医療と介護を考えるトップセミナー
 産業医科大学 松田晋哉教授 基調講演資料による推計

出雲市



要介護度3以上が急増し、介護需要の増も見込まれるが、2040年を境に需要減少



介護予防≡自立支援・重度化防止による
 2040年頃の需要ピーク抑制と以降への
 需要シフトが重要

医療・介護・障がい福祉分野の出雲市の計画について

○令和5年度は、令和6年度以降の医療・介護・障がい福祉分野の施策を推進するに当たり、県計画※の策定と整合を図りながら、出雲市も3つの計画の策定又は見直しを実施。

※保健医療計画、老人福祉計画・介護保険事業支援計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画等

| | 医療 | 介護 | 障がい福祉 |
|-----------|---|--|---|
| 計画名 | 第1次在宅医療・介護連携推進基本計画(3年見直し) | 第9期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(策定) | 第7期出雲市障がい福祉計画及び第3期出雲市障がい児福祉計画(策定) |
| 計画期間 | 令和3年度～令和11年度までの9年間(3年毎に中間見直し) | 令和6年度～令和8年度までの3年間 | 令和6年度～令和8年度までの3年間 |
| 計画の概要 | 在宅医療と介護連携のため、団塊の世代が85歳になり始める令和12年を目途に、医療と介護の相互が有機的に連携し、継続的な在宅医療と介護の一体的提供するための事業実施の方向性を定める計画 | 令和22年度までの要介護認定数の推計等を行い、3年間の介護サービス必要量を見込むほか、高齢者福祉及び介護保険事業に関する取組を定める計画 | 障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい福祉サービス・障がい児通所サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制について、サービス計画値及びその確保体制、並びに連携体制等に関して定める計画 |
| 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ACPの実践 ・サービス提供体制の充実 ・24時間体制の構築 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを支える機能の強化 ・健康寿命の延伸・生きがいづくりの推進 ・安心して暮らせまちづくり ・介護サービス基盤の整備 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 ・共生社会実現の取組 ・ライフステージに沿った切れ目のない支援 等 |
| 検討・進捗管理体制 | 出雲市在宅医療・介護連携推進連絡会議 | 出雲市介護保険運営協議会 | 出雲市障がい者施策推進協議会 |

第1次在宅医療・介護連携推進基本計画の推進について

○訪問診療・訪問看護ステーション支援事業費補助金

補助金の目的

条件不利地域における訪問診療・訪問看護に取り組む医療機関等に対して補助金交付による支援を行うことで、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大を図り、地域包括ケアシステムの構築に資する。

補助金の概要（H28～）

| | 訪問診療 | 訪問看護 |
|-------|---|---|
| 補助事業者 | 医療法に定める病院又は診療所 | 介護保険法に定める指定訪問看護ステーション（保険医療機関のみなし指定事業所を除く） |
| 対象事業 | 補助事業者の事業所から条件不利地域の居宅まで概ね30分以上を要する訪問診療（同月に実施した往診を含む） | 補助事業者の事業所から条件不利地域の居宅まで概ね30分以上を要する訪問看護 |
| 交付額 | 訪問診療1回あたり4,000円 | 訪問看護1回あたり1,500円 |

○条件不利地域

過疎、辺地等地域を基に市内の中山間地域や沿岸部を町単位（佐田・多伎は全域）で市が指定。

佐田・多伎以外の指定町数は以下のとおり。

出雲：7、平田：25、湖陵：1、大社：4、斐川：4

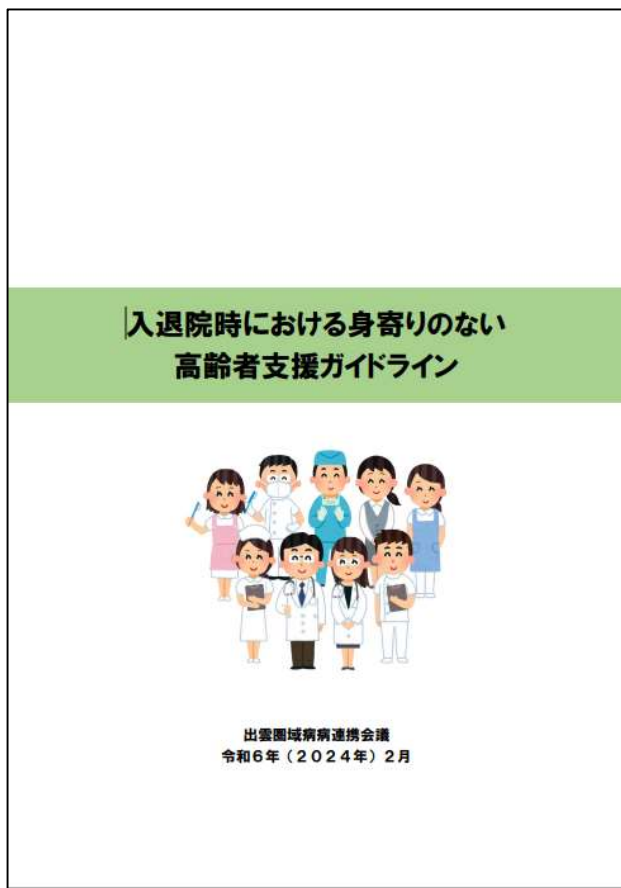
○財源：市が交付する補助金には、島根県医療介護総合確保促進基金を充当（補助率：県3/4）

○入退院時における身寄りのない方への支援体制構築の推進

身寄りのない方については、金銭管理や身の回りの世話、入院・入所契約などの支援が必要となる可能性が高い。今後、高齢者の増加に伴い、身寄りのない方も増加することが見込まれることを踏まえ、出雲圏域病病連携会議で補助金を活用し、令和6年2月に「入退院時における身寄りのない高齢者支援ガイドライン」を作成。

病院内で共有することで、身寄りのない方を迅速に適切なサービスにつなぐとともに、医療関係者の負担軽減を推進。また、関係機関が共有し連携することで、身寄りのない方の支援体制構築を推進。

(表紙)



(目次)

《目 次》

| | |
|---|----|
| 【本編】 | |
| 1. ガイドラインの目的 | 1 |
| 2. 基本的な考え方 | 2 |
| (1) 身寄りのない高齢者の定義 | |
| (2) 支援者(支援機関)の定義 | |
| (3) ガイドラインの運用方法 | |
| (4) 関連する社会資源該当機関・連絡先一覧 | |
| 3. 身寄りのない高齢者への対応チェックー抱えている課題の明確化を | 5 |
| 4. 身寄りのない高齢者へ支援が必要となる場面 | 7 |
| 5. 場面別 身寄りのない高齢者への支援における基本的な考え方と活用が考えられる制度等 | 8 |
| (1) 経済的支援 | 8 |
| (2) 身の回りの世話 | 12 |
| (3) 各種手続き | 18 |
| (4) 死後事務 | 20 |
| (5) 医療同意 | 22 |
| (6) 緊急の連絡対応 | 24 |
| 6. どこに相談すれば？どこが対応すれば？ 制度のすき間を埋めるために | 25 |
| 【資料編】 | |
| 資料1 生活保護制度 | 28 |
| 資料2 出雲市内医療機関の入院セット導入状況一覧 | 29 |
| 資料3 日常生活自立支援事業 | 30 |
| 資料4 成年後見制度 | 31 |
| 資料5 成年後見制度(市長申立て) | 31 |
| 資料6 預かり証・出納帳等(例) | 32 |
| 資料7 高齢者福祉タクシー利用券・出雲市障がい者福祉タクシー制度 | 33 |
| 資料8 ご遺体の引き取り手がない患者が死亡した際の対応について | 34 |
| 資料9 出雲市内医療機関の重安室の有無一覧 | 35 |
| 資料10 出雲市内医療機関への支払い方法一覧 | 36 |
| 【支援が必要となる場面別Q&A】 | |

○出雲市版終活支援ノート「あんしんノート」の配布

- 出雲市と高齢者あんしん支援センターが作成
- 市役所本庁・各行政センター、高齢者あんしん支援センターで無料配布(市公式WEBサイトにも掲載)
- 出前講座やイベントを通じて平時からのACP実践について普及啓発

| 構成 | 内容 |
|------------|---------------------|
| 第1章 わたしのこと | プロフィールや大切にしていること |
| 第2章 繋がりの章 | 入院時等に連絡を取ってほしいひと |
| 第3章 家系の章 | 家系図 |
| 第4章 医療の章 | 代理意思決定者、延命治療の考え方等 |
| 第5章 介護の章 | 介護してほしいひと、どこで過ごしたいか |
| 第6章 財産の章 | 財産、費用や遺言書の有無等 |
| 第7章 葬送の章 | 葬儀の場所や規模等 |
| 第8章 これからの章 | これからやりたいこと、伝えたいこと |



延命治療の考え方などの選択肢とともに、なぜそのように考えるのか(理由)、いつ、だれと話し合ったかを記入できるようになっている。

●上記のほか、人生の最終段階における医療の考え方や過ごし方の希望などを書いてください。

※選択した項目や記入した希望などは、いつでも変更できます。あなたが望む最適な選択を家族、主治医、ケアマネジャーと話し合ってみましょう。(「今は考えたくない」「話したくない」という気持ちも、あなたの大切な考え方です)

あなたが望む医療について話し合った日

いつ： _____ 誰と： _____

最終記入年月日 年 月 日

1. 第9期介護保険事業計画に基づく介護サービス施設等の整備について

1. 第9期出雲市介護保険事業計画に基づく介護サービスの基盤整備目標（地域密着型サービスの整備）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所
- 看護小規模多機能型居宅介護 1か所

3. 介護サービス施設等整備事業者の公募について

令和7～8年度に開設を希望する事業者を令和6年度に一括公募します。

2. 第8期介護保険事業計画での介護サービス施設等の整備状況

○看護小規模多機能型居宅介護サテライト型

| 整備年度 | 事業所名 | 圏域名 | 開設日 |
|------|-----------------------------|-----|--------|
| R3年度 | ひかわ生協看護小規模多機能事業所みなみサテライトとまと | 斐川西 | 令和4年4月 |

○認知症対応型共同生活介護

| 整備年度 | 法人名 | 圏域名 | ユニット数 | 開設予定日 |
|------|---------------|-----|-------|--------|
| R4年度 | サンキ・ウエルビー株式会社 | 大社 | 1(増設) | 令和5年4月 |
| R4年度 | 社会福祉法人やまゆり | 佐田 | 1(増設) | 令和5年6月 |

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」については、3度、公募を行ったものの事業者選定には至りませんでした。

4. その他

地域密着型通所介護については、第9期出雲市介護保険事業計画において「市内事業所の今後の休・廃止状況を勘案しながら整備を行う」としているため、別途、審査等を行います。新規事業所の開設を希望される場合は、市高齢者福祉課介護給付係へ事前にご相談ください。

2. 介護人材の確保・定着に係る施策の推進について

本市では、介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議を平成28年度に立ち上げ、特に、令和2年度から第8期介護保険事業計画の最終年度となる令和5年度までの4年間を、本市における介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、各種施策を推進し、将来的に質の高い安定した介護サービスを供給していくための体制づくりを進めてきました。

令和6年度からは、介護人材確保・定着の取組について、保健福祉事業へ新たに介護人材確保・定着推進事業を設立し、これまで県の福祉介護人材確保定着促進事業費補助金を受け実施していた事業については、一部、事業内容を見直し実施していきます。

以下は、令和6年度実施予定の各事業の概要です。

I. イメージアップに向けた取組

1. ホームページ IZUMO KAIGO LIVE!による情報発信

(1)目的

介護の魅力を介護現場や介護を目指す学生・保護者・教員を含めた多様な年齢層に向けて発信し、介護業界のイメージアップを図り、介護職場への就業促進及び定着化につなげます。

(2)内容

インタビュー、座談会、動画、介護に関連するイベント情報、求人情報、本市の取組紹介等をホームページ「IZUMO KAIGO LIVE!」に掲載します。



QRコード>
スマホ等で
読み込み可



2. 中学生向け介護の基礎的講座

(1)目的

市内の介護職員を市内中学校に講師として派遣し、介護学習を効果的に実施する「介護の基礎的講座(座学・体験授業)」を市内中学校で体系的に実施することを通じて、未来の担い手づくりにつなげます。

(2)内容

市内中学校を対象に介護の基礎的講座を開催します。

【実施概要】

- ・出雲市社会福祉協議会が申込先となり、申込校及び講師との連絡調整を実施します。
- ・申込校の費用負担はなく、講座に必要なテキスト等は市が提供します。
- ・実施した内容はHP等で周知します。

Ⅱ. 介護人材の定着に向けた取組

1. 職員交流研修会等開催事業

(1)目的

介護事業所の管理者や中堅職員、若手職員等に対し研修会を開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、専門知識の向上等によるサービスの質の向上を図ります。また、事業所間の職員の交流を図り、離職の防止や職場定着を目指します。

(2)内容

BCP 策定、管理マネジメント、交流研修会等を実施します。

2. 通所サービス事業所支援事業

(1)目的

送迎にかかる介護職員の負担軽減等を目的とし、事業所ごとに行っている利用者の送迎について、共同送迎の仕組みの普及や定着を図ります。

(2)内容

導入に向けた課題の抽出・検証のため共同送迎の実証実験を実施します。

Ⅲ. 介護人材の確保に向けた取組

1. 介護助手を輩出するための介護の入門的研修の開催

(1)目的

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭します。

(2)内容

介護に関する入門的な知識・技術を習得するための「介護の入門的研修」を実施し、研修修了後に介護施設等とのマッチングを行います。(年1回開催予定、定員20名程度)

また、介護の職場に就業希望の方を対象とした21時間研修を実施します。



2. 介護人材育成支援事業補助金

(1)目的

介護サービス事業所における介護従事者の資質向上を図り、介護人材の確保及び育成を推進するため、研修修了者に対し、受講料及び教材費の一部を補助します。

(2)内容

「介護職員初任者研修」又は「実務者研修」の研修受講費用の1/2を補助します。(上限50,000円)

補助対象者は、次のいずれかの要件を満たす人となります。

- ①上記研修の修了後、市内介護サービス施設・事業所に3か月以上継続して勤務している人
- ②研修の修了後6か月以内に市内介護サービス施設・事業所に就労し、3か月以上継続して勤務している人

3. 訪問サービス支援事業

(1)目的

市内の条件不利地域における訪問サービスの提供体制の充実により、訪問サービス提供地域の拡大を図ります。

(2)内容

条件不利地域に訪問サービスを行う事業所に対して、その運営費の一部を補助します。

4. 外国人介護人材受入支援事業

(1)目的

外国人就労の拡大に向けて新規就労者等への支援や外国人介護人材の受入に対し、補助を行うことで多様な介護人材の確保につなげます。

(2)内容

外国人留学生で介護福祉養成校を卒業した者を雇用した法人や、外国人介護人材を受け入れる法人に対し、その受入に必要な経費の一部を補助します。

IV. 事業効果検証

1. プロジェクト会議開催

(1)目的

介護職場における人材の確保・定着を図り、将来的に質の高い安定した介護サービスを供給していくために必要な取組を検討する介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議を開催します。

(2)内容

【実施概要】

年2回程度開催し、次に掲げる事項について検討します。

- ①介護人材確保・定着に関する実態把握及び課題の整理
- ②介護人材の確保・定着に向けた取組
- ③その他会議が必要と認める事項

2. 介護人材不足調査分析の実施

(1)目的

市内介護サービス事業所の危機的な人材不足に対し、的確なニーズの把握や分析が必要であるため、アンケート調査を外部委託により行います。人材不足の状況をサービスの種類や年齢層等から分析し、施策の提案型の報告を受けます。

(2)内容

市内の全介護サービス施設・事業所を対象としたアンケート調査を実施します。(年1回実施予定)

【取組の様子】



浜山中（高齢者疑似体験）



北陵中（座学を受講）

介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



介護予防・生活支援サービス事業の類型（典型的な例）

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（平成27年6月5日付厚生労働省老健局長通知 別紙）より

| 訪問型サービス | | 訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。 | | | | |
|----------------|--|--|--------------------------------------|---|---------------------------------|--|
| 基準 | 従前の訪問介護相当 | 多様なサービス | | | | |
| サービス種別 | ①訪問介護 | ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) (新設) | ③訪問型サービスB (住民主体による支援) (新設) | ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス) | ⑤訪問型サービスD (移動支援) (新設) | |
| サービス内容 | 訪問介護員による身体介護、生活援助 | 生活援助等 | 住民主体の自主活動として行う生活援助等 | 保健師等による居宅での相談指導等 | 移送前後の生活支援 | |
| 対象者とサービス提供の考え方 | ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 | | ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で実施 | | |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定/委託 | 補助(助成) | 直接実施/委託 | 訪問型サービスBに準じる | |
| 基準 | 予防給付の基準を基本 | 人員等を緩和した基準 | 個人情報の保護等の最低限の基準 | 内容に応じた独自の基準 | | |
| サービス提供者(例) | 訪問介護員(訪問介護事業者) | 主に雇用労働者 | ボランティア主体 | 保健・医療の専門職(市町村) | | |

軽度高齢者への
多様な主体による
サービス支援体制
構築を推進

| 通所型サービス | | 通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。 | | | |
|----------------|---|---|--------------------------|--|--|
| 基準 | 従前の通所介護相当 | 多様なサービス | | | |
| サービス種別 | ①通所介護 | ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) | ③通所型サービスB (住民主体による支援) | ④通所型サービスC (短期集中予防サービス) | |
| サービス内容 | 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練 | ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等 | 体操、運動等の活動など、自主的な通いの場 | 生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム | |
| 対象者とサービス提供の考え方 | ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 | | ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施 | |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定/委託 | 補助(助成) | 直接実施/委託 | |
| 基準 | 予防給付の基準を基本 | 人員等を緩和した基準 | 個人情報の保護等の最低限の基準 | 内容に応じた独自の基準 | |
| サービス提供者(例) | 通所介護事業者の従事者 | 主に雇用労働者 +ボランティア | ボランティア主体 | 保健・医療の専門職(市町村) | |

| | |
|--------------|---|
| その他の生活支援サービス | その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなる。 |
|--------------|---|

介護予防・日常生活支援総合事業の見直しに関する中間整理の概要

事業の見直しの方向性等

第3回 介護保険運営協議会 地域支援部会

資料4

令和5年(2023)10月5日

○出雲市に暮らすすべての高齢者が住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができるよう、身体状況の維持改善に取り組む際に**選択できるサービス種類・量の充実及びサービス提供者も含めた市全体での介護予防推進体制の構築**を目指す。

【介護予防・生活支援サービス事業サービス全体】

(1) 中山間地域におけるサービス提供への支援について、制度的、技術的に可能な範囲で強化し、**中山間地域でも安定したサービス提供体制を確保**

(2) ケアマネジメントやサービスの質の向上・強化するストラクチャー・プロセス指標、アウトカム指標による**事業評価**の実施

【訪問】多様なサービスの中山間地加算は、従前相当サービス以上の加算率を確保し、

(3) **更に事業の実施地域内外関わらず適用可**

訪問介護員以外の所定の研修受講者や地域住民・ボランティアによる生活援助サービスの提供体制を推進

(4) 訪問型サービスCによる短期集中予防サービスについては、通所型サービスCとの組み合わせ、**効果的な自立支援を促せるよう運用を弾力化**

(5) 訪問型サービスDによる移動支援サービス**事業者への支援制度を創設**し、移動困難な高齢者の介護予防活動や生活に必要な移動手段を

【通所型サービス】

(6) 通所型サービスAによる運動 **効果的な自立支援を推進** 基準に看護職員の支援体制を確保することを追加し、安全管理体制を強化

※通所型サービスBについてはNPO法人やボランティア団体等による運動や社会貢献活動等の活動を通じて、習慣的な介護予防活動や、地域等への社会復帰を支援していくことが有用な手段の一つと考えられ、サービス利用者の社会参加意欲の向上から支援の担い手確保につながることも期待できるが、他の通所サービスや通いの場等の住民主体の介護予防活動との関係性を踏まえて、サービスへの支援の可否については引き続き検討が必要。

地域生活支援拠点等の機能の充実について

障がい者の重度化・高齢化や家族の亡き後を見据えた緊急時の対応や病院などからの地域移行の推進している。令和3年度より出雲市地域支援生活拠点「ささえ愛サポート」事業により、緊急時の短期入所登録制度や体験利用アパートを整備し、事業の周知に努めている。

障がいのある方の在宅生活をささええる
出雲市地域生活支援拠点
ささえ愛サポート

「ささえ愛サポート」とは

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域全体で支えていく仕組みです。

「ささえ愛サポート」の名称は、「誰かがやさしい気持ちでお互いを支えあう」という思いが込められています。

介護をしている私が急に病気で入院したら、この子の生活はどうなる？

今は大丈夫だけど、急に体調が悪くなったから、一人暮らしで暮らせる人がいないよ……

- 1 介護者(家族)の入院、緊急の不在により、急に普段の在宅生活を営むことが困難になった時
- 2 一人暮らしの方等で、急に支援を受けられる手段がなく、緊急の支援が必要になった時

このような時に備えて、相談支援専門員・コーディネーターが相談を受け付け、必要なサービス利用などの調整を行います。

*コーディネーター：相談支援事業所ハートピア出雲・相談支援事業所ふたつと

出雲市健康福祉部福祉推進課

緊急時の対応

緊急事態の発生

障がい福祉サービスを利用している

はい

相談支援専門員が相談等で対応、かけつけによる支援

相談支援専門員が担当者会議を
必要に応じ、相談支援専門員が担当者会議を
開催しサービス利用による在宅支援、または
利用可能な短期入所事業所の検討・調整

在宅での支援が困難

短期入所事業所へ(相談支援専門員・コーディネーターが同席)

緊急短期入所の利用 ※基本7日間

相談支援専門員が担当者会議を開催し、退所後の生活を検討・調整

ヘルパー等を
利用して自宅
での生活

施設への
入所

病院への
入院

グループ
ホームへの
入居

利用者の方が安心して暮らせるように支援します

グループホーム等で一人暮らしの体験ができます

グループホームは、障がいのある方が共同生活を行う小規模の住居で、日常生活の支援を受けながら暮らすことができます。

このような方におすすめです

- 一人暮らしに不安があるが、支援を受けながら暮らしたい方
- 今は家族と暮らしているが、将来は自立をめざしている方
- 施設や病院から、地域で暮らしてみたい方

詳しくは
相談支援専門員や市に
おたずねください

お問い合わせ
出雲市健康福祉部福祉推進課
☎(0853)21-6961 FAX (0853)21-6598